

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係るQ&A

通し 番号	質問種別	質問内容	回答
1	児童発達支援	<p>・今後、医療的ケア児の利用に備えて4月から看護師を採用しました。医療的ケア児の利用はまだありません。この場合、体制等届出書別紙6において看護師はどの欄に記入するのか？</p> <p>・同別紙6の書き方について、児童指導員等加配加算算定者と専門的支援加算算定者は、同表のどの部分を指すのか？</p>	<p>・今回の改定による、医療的ケアを行う場合における基準人員としての看護職員配置と観察します。その場合、別紙6において看護師は「基準人員A」及び「うちその他の従業者の員数（常勤換算）」欄に記載をお願いします。</p> <p>・別紙6の表において、児童指導員等加配加算算定者と専門的支援加算算定者は「従業者の総数B（常勤換算）」の部分を指しております。内訳については、誰を加配の対象とするかで事業所によって記入の仕方が異なるため、別紙6-1において誰を加配の対象とみるか対象者を示して頂きますようお願いいたします。</p>
2	放課後等デイサービス	<p>お世話になっております。</p> <p>専門的加算についての質問です。</p> <p>事業所に一人、理学療法士が常勤で勤務しておりますが、児童指導員加配加算と専門的支援加算の両方で同じ職員を配置し、加算を算定することは可能でしょうか？</p> <p>児童指導員等加配加算とは別に専門的支援加算で一人加配を行わなければならないのでしょうか？</p> <p>よろしくお願いたします。</p>	<p>同一の職員の配置により、児童指導員加配加算と専門的支援加算の両方の算定は不可。</p> <p>(Q&A VOL. 1 問62において選択は可能であるが、重複加算が可という前提の質疑応答となっていない。)</p>
3	児童発達支援	<p>重心事業所について</p> <p>厚労省からの資料を拝見すると医療的ケアスコアの見守りスコアに関しては、医師が判断するとなっておりますが、基本スコアは事業所で判断してよいという認識で間違いはないでしょうか。</p>	<p>新判定スコアは、「基本スコア」と「見守りスコア」の2つの構成となっております。「基本スコア」は医療行為の該当の有無についての評価であり、旧判定スコアと同様、保護者や主治医、看護職員等への聞き取り等により事業所で判断することが可能です。</p> <p>一方、「見守りスコア」は、医療的ケアを実施する上でのリスクについて、医療機器のトラブルが命に関わるかなどの評価であり、医師による判断が必要となります。</p> <p>なお、新判定スコアの「点数」が必要な場合は、「基本スコア」と「見守りスコア」共に医師が判断する必要があります。</p>
4	放課後等デイサービス	<p>「医療的ケアを必要とする障害児への支援に関わる報酬の取扱について」の8ページに、医療的ケアを行う場合において、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員は、基準の児童指導員等として計上することが可能である。とあるが、体制等届出書の別紙6で、</p> <p>1. うち児童指導員等の員数に看護師を含めてもよろしいのですか？</p> <p>ただし、医療的ケアを行う場合において、とあるので、</p> <p>2. 医療的ケアの対象児が出席していない日は含められないということですか？</p>	<p>1 医療的ケアを行う場合の看護職員を基準の児童指導員等に含める際には、「基準人員A」及び「うちその他の従業者」に計上し、別紙6-1の基準人員欄に当該職員を記載してください。</p> <p>なお、医療系ケア区分に応じた基本報酬は、基準の児童指導員等の配置とは別に、看護職員の雇用を可能とする報酬を設定しているため、医療的ケア区分に応じた基本報酬や医療連携加算を算定する上で配置した看護職員については、看護職員を基準の児童指導員等として計上することはできません。</p> <p>2 機能訓練職員又は看護職員を配置する場合、当該職員が指定児童発達支援及び放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供にあたる場合には、児童指導員等の基準の合計数に含めることができるとされているため、医療的ケア児が出席していない日であっても、そのサービス提供時間に配置されていれば、基準人員として含めて構いません（ただし、半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない）。</p>
5	放課後等デイサービス	<p>お世話になっております。加算届の別紙6-1加算人員のとどけにおいて、単位①と単位②の二つの表がありますが単位①と②の解釈を教えてください。宜しくお願い致します。</p>	<p>令和2年3月26日付け当課からのメール（（宮崎県障がい福祉課）児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所におけるサービス単位の設定について）をご参照ください（以下抜粋）。</p> <p>例えば、療育内容や対象年齢等によってクラス分けを行い、よりきめ細かい適切な支援を行っている」と認められる場合であって、次の①②を満たす場合は、サービス単位を設定し、単位ごとの定員により報酬を算定することができる。</p> <p>(指定はあくまで一つの事業所として行う。)</p> <p>① サービス単位ごとに、基準上必要な職員（児発管含む）を配置していること</p> <p>② サービス単位ごとに、基準上必要な設備（指導訓練室）を確保していること</p> <p>(例) 定員20名の放課後等デイサービス事業所において、サービス単位A（定員10名）、サービス単位B（定員10名）のそれぞれに職員（児発管、基準人員2名）及び設備を確保した場合、単位A、Bそれぞれで定員10名の単価で報酬算定が可能。</p> <p>※ 上記のとおり単位の設定を行った場合、児童指導員等加配加算等についても、単位ごとに整理する必要があります。</p>
6	放課後等デイサービス	<p>専門的支援加算については、理学療法士等を1以上（常勤換算による算定）となっているため、常勤換算1を満たせば、理学療法士等がいない日があってもよいという解釈でよろしいか。</p>	<p>お見込みのとおり</p>

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係るQ&A

通し 番号	質問種別	質問内容	回答
7	児童発達支援	<p>医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定するためには、受給者証に医療的ケア区分の印字がされていないと算定できないとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、個別サポート加算についても同様に受給者証に印字がされていないと算定できないとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>今後、受給者証の発行されている方や保護者等に医療的ケアスコアや個別サポート加算の件で案内文書等を送付する予定がありますか。</p>	<p>個別サポート加算（Ⅰ）は印字がされていないと算定できないのはお見込みのとおりです。</p> <p>個別サポート加算（Ⅱ）は個別対応となるため印字はありません（請求時に市より確認を行います）。</p> <p>個別サポート加算（Ⅰ）については受給者証と変更決定通知書を4月末までに送付予定です。</p>
8	放課後等デイサービス	<p>専門支援加算について</p> <p>児童指導員加配加算と専門支援加算は重複して受けることができますか？</p> <p>例）利用定員10名 基準人員（常勤換算で常時2名は確保）の他に理学療法士を1名配置する場合</p> <p>従来の加配加算（Ⅱ）の代わりと考えて、児童指導員加配加算の人員に加えて常勤換算で1名以上配置した場合に該当するのでしょうか。</p>	<p>児童指導員加配加算の対象人員に加えて、専門的支援加算の人員配置を行う場合であれば、算定は可能</p>
9	放課後等デイサービス	<p>「個別サポート加算（Ⅰ）」と「従来の指標有り」との関連性について</p> <p>今年度、指標の有無50%での区分1・2は廃止されましたが、新しい受給者証では「個別サポート（Ⅰ）」の印字と、「放課後等デイサービス指標該当 有」の印字があります。</p> <p>上記の二種類は同一のものでしょうか、それとも別個のものでしょうか。</p> <p>「放課後等デイサービス指標該当 有」は今後加算算定に影響を及ぼすものではなく、受給者証の更新時に、「個別サポート（Ⅰ）」の印字がある児童のみ随時加算の対象となると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>「放課後等デイサービス指標該当 有」の児童についても、個別サポート加算（Ⅰ）の対象となる。</p>
10	放課後等デイサービス	<p>添付資料について</p> <p>1. 今回、「加算届出書提出にあたっての留意事項：必要書類の添付」では、新規雇用等算定対象人員の変更があった場合には要件がわかる書類を添付するとなっています。</p> <p>今回は、従前の届出から変更のない職員の書類提出は不要との解釈でよろしいのでしょうか。</p> <p>例年、全職員の雇用を証明する書類および資格証を添付してきております。</p> <p>2. 全職員の提出が必要とされた場合</p> <p>更新研修を受けたサピ児管の資格証明書類については、「サピ児管の更新研修修了証書」のみの提出でよろしいですか。</p> <p>従前の相談支援従事者研修（講義部分）と最初の児発管研修修了証書も必要でしょうか。</p>	<p>1. 加算対象となる職員の要件を根拠付ける資料は今回においても提出をお願いします。</p> <p>2. 今回の提出については、更新研修の修了証書のみでよい（従前の研修修了の確認を行うために個別に追加提出をお願いすることもある）。</p>
11	放課後等デイサービス	<p>職員の中で1名育児休暇を取得しています。また休暇中補充人員を雇用しています。育児休暇から職場復帰した際に休暇中の職員は新たに申請すればよいのでしょうか？</p>	<p>育休から職場復帰することで、事業所の体制や加算が変更となる場合は、加算の変更届出を提出してください。</p>
12	児童発達支援	<p>【特別支援加算について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象は全児童でしょうか？ ・今まで通り基本人員に「機能訓練担当職員」として配置でしょうか？ <p>⇒児発・放デイともに「専門的支援加配加算」が新設されましたが、これとは別に置けるのでしょうか？</p> <p>【個別サポート加算Ⅰについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となっている児童には、別に支援計画書が必要なのでしょうか？ ⇒2については申請書もあり、職種も分かりやすいのですが、1の取り扱いが不明です。 <p>私的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的支援加配加算は該当職員を配置すれば算定可 ・特別支援加算は基本人員に「機能訓練担当職員」を配置し、特別支援計画書を作成すれば算定可 ・個別サポート加算Ⅰは「強度行動障害基礎研修」を修了した者が、基本人員に配置されていれば算定可。 <p>と、解釈しているのですが、いかがでしょうか？</p> <p>専門的支援加配加算が新設されたのに、特別支援加算がまだ残っているのが疑問で…。ご回答よろしくお願い致します。</p>	<p>【特別支援加算・専門的支援加算について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援加算の対象となる障害児に係る児童発達支援計画を踏まえ、加算対象児の自立支援に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行った児童が特別支援加算の対象となります。 ・専門的支援加算と特別支援加算は別の加算でそれぞれに算定することができます。ただし、専門的支援加算により、理学療法士等（5年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く。）を配置している場合は、特別支援加算は算定できません。 ・機能訓練職員又は看護職員を配置する場合、当該職員が指定児童発達支援及び放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供にあたる場合には、児童指導員等の基準の合計数に含めることができるとされています。（ただし、半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。） <p>【個別サポート加算（Ⅰ）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では対象児童の別の個別支援計画とは別の計画書までは求められておりません。
13	放課後等デイサービス	<p>お世話になります。</p> <p>当事業所は、児童発達支援30、放課後デイ10人です。放課後デイの職員配置についてですが、児童指導員2人、看護師1人、理学療法士1人（全て常勤）を考えています。この場合、理学療法士の児童指導員加配はとれるのでしょうか。</p> <p>理学療法士は、午前中は、児童発達支援の児童の理学療法もしていますが、放課後デイの時間は、放課後にいます。また、週2回それぞれ1時間を、車で5分程度の同法人内の放課後デイサービスの児童の運動療育を担当する事は可能でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員等加配加算は、指定基準上必要人員に加えて、常勤換算で1以上となる加配職員の配置があれば算定することができます。 ・理学療法士が同法人内の別の放デイの療育を担当することは可能です。ただし、その理学療法士が別の放デイで療育を行う時間は、当放デイにおける常勤換算の時間に含めることができませんのでご注意ください。
14	児童発達支援	<p>「個別サポート加算（虐待等の要保護児童等への支援について評価）」に関してですが、厚生労働省に問い合わせたところ児童相談所等と連携してサポートを行う事でサポートの客観性は担保されるとの事でしたので、具体的申請についての手続きを教えてください。</p>	<p>「個別サポート加算（Ⅱ）」についてのご質問とお察します。</p> <p>「個別サポート加算（Ⅱ）」は、事業所が保護者の同意を得て算定するもので、県への届出は必要ありません。算定される場合には、留意事項通知及び令和3年3月31日付事務連絡「個別サポート加算（Ⅱ）の取扱いについて」で詳細が示されていますので、そちらを御確認の上、必要な記録等を整備して頂きますようお願いいたします。</p>

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係るQ&A

通し番号	質問種別	質問内容	回答
15	児童発達支援	お世話になっております。 個別サポート加算について 個別サポート加算(1)(2)の対象になった利用者には、加算の対象となる支援の内容を記録する必要があるのでしょうか？ また、支援した日のみの加算を算定するのでしょうか？ (特別支援加算と同様に)	「個別サポート加算」を算定する場合、留意事項通知及び令和3年3月31日付事務連絡「個別サポート加算(II)の取扱いについて」で詳細が示されておりますので、そちらをご確認の上、必要な記録等を整備して頂きますようお願いいたします。また、対象児童が利用した日のみ算定してください。
16	児童発達支援	個別サポート加算1の対象児と強度行動障害児支援加算の対象児は重複することはありますか。 またその場合、両方の加算を請求できますか。(強度行動障害児支援者養成研修(基礎研修)修了者を常勤で配置しております。)	行動障害等の項目に類似内容があり、同一児童で個別サポート加算1と強度行動障害時支援加算が重複することはあり得る。 それぞれの加算の要件に該当する場合は、算定可能(令和3年3月31日発出の令和3年度報酬改定に関するQ&A Vol.1 問61)
17	放課後等デイサービス	児童発達支援事業と放課後等デイサービスの多機能型(人員の特例あり)事業所の場合でも、放課後等デイサービス区分1をとるのに、放課後等デイサービス事業だけでやはり3時間以上のサービス提供時間が必要でしょうか？	放課後等デイサービスの「区分1」をとるには、運営規定等に定める放課後等デイサービスの標準的なサービス提供時間を元に、3時間以上のサービス提供時間が必要となります。
18	放課後等デイサービス	個別サポート加算(1)の加算について 上記加算の対象児童につきましては、報酬改定の概要の中で「放課後等デイサービスは指標当該児の判定スコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する障害児」との記載があります。 一方、従前の指標の有無は「別表第2」の項目により判定されるものと認識しております。 実際、新しい受給者証には「個別サポート(1)」と「放課後等デイサービス指標該当 有」の記載があります。 そこで質問です。 ・「個別サポート(1)」と「放課後等デイサービス指標該当 有」は別個の基準によるものでしょうか？ ・まだ受給者証の更新時期が到来していない児童に対しては、「放課後等デイサービス指標該当 有」をもって「個別サポート(1)」に該当すると見做していいのでしょうか？ それとも受給者証に「個別サポート(1)」に記載があつてから初めて加算請求ができるのでしょうか？	「個別サポート加算1」「放課後等デイサービス指標該当 有」については、同一の基準に基づくものである。受給者証に「放課後等デイサービス指標該当 有」と記載のある児童については、個別サポート加算1の算定対象となる。
19	児童発達支援	関係機関連携加算2についてお尋ねします。 令和3年3月で卒園したお子さんの就学先との連携を4月に行った場合、どのようにして実績を上げたらよいのでしょうか。 (お子さん方は今後は保育所等訪問支援事業、放課後等デイサービスを利用されます。)	関係機関連携加算(II)は、小学校又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できます。4月から、お子さんは放課後等デイサービスを利用されているため、児童発達支援事業が当該加算(II)を算定することはできません。
20	放課後等デイサービス	Q&A 通し番号14 Q 専門的支援加算については、理学療法士等を1以上(常勤換算による算定)となっているため、常勤換算1を満たせば、理学療法士等がいなくてもよいという解釈でよろしいか。 A 加算算定の前提となる体制については尾見込みのとおり。 但し、当該職員がいなければ算定は不可。 とありますが、当該職員がいなくても(公休日)は算定できないとの事でしょうか？ 日毎に算定となるとどのような請求をするのでしょうか？	月を通して常勤換算1を満たせば、当該加配職員がいなくても算定は可能です(児童指導員等加配加算、専門的支援加算ともに)。
21	放課後等デイサービス	専門的支援加算について 専門的支援を必要とする児童のため、専門職の配置を評価するとのことですが、専門的支援の必要性は、受給者証で認定されるものなのか、事業所の判断によるもので良いのか 専門的支援加算を算定する場合で、専門職が出勤する日に利用した、利用者全員に対して加算を算定してよいのか。それとも、専門職が支援をした対象利用者のみ算定するのか 以上2点について、回答をお願いいたします。	支援の質を向上させる観点から、専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者)を1名以上加配して行う支援を評価するものであり、個々人の受給者証で判断されるものではないが、専門職としての資格、加配であることの確認のため届出を要する。 上記の理由から直接支援した利用者の方に限られない。
22	放課後等デイサービス	お世話になります。 通所受給者証の給付決定内容ページの支給量等に加算個別サポート(1)と新たに記入されている児童においては、個別に加算の申請が可能なのでしょうか。 国保連の請求ソフトを利用しております。 さまざま検索してみましたが、具体的なことがわかりませんでした。 よろしくお願いたします。	「個別サポート加算(I)」の算定にあたっての対象児の判断は、市町村が行っており、受給者証に「個別サポート加算(I)」と印字されている児童においては「個別サポート加算(I)」の算定の対象となります。(「個別サポート加算」は県への届出が必要な加算ではありません。)
23	その他	算定届の各様式について令和3年度新設、変更された加算等に関する届出様式はメールで案内がありました。これまで、算定届一式をメールでご案内頂いていましたが、今年は、令和3年度新設、変更された届出様式以外は新たに案内する事はないので、昨年どおりの様式で提出してくださいという事でよろしいでしょうか。※メールが来るのを待っている事業所もあります。	令和3年度の加算等に関する届出様式については、メールにて案内済みです。昨年度の様式とは異なりますので、新たな様式にて届出をお願いします。